

添付法令資料 4 :

金融機構への登録及び金融情報を含む報告の自動提出に係る手続に関する
2018年1月31日付インドネシア共和国財務省国税総局国税総局長規定
No.PER-04/PJ/2018 (目次)
同日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	範囲 (第2条)
第3章	登録手続 (第3条ないし第10条)
第4章	金融情報を含む報告の自動提出に係る手続 (第11条ないし第13条)
第5章	終則 (第14条及び第15条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所